

新発田市教育委員会平成30年3月定例会 会議録

○ 議事日程

平成30年3月9日（金曜日） 午後2時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会及び2月臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議 題

議第 1号 平成30年度新発田市一般会計当初予算（案）について

議第 2号 市長からの補助執行の協議について

議第 3号 市長に対する補助執行の協議について

議第 4号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則
制定について

議第 5号 平成30年度新発田市学校教育の指針について

議第 6号 新発田市適応指導教室設置要綱の一部改正について

議第 7号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第 8号 新発田市立図書館資料複写取扱規程の一部改正について

議第 9号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱について

議第10号 県費教職員の人事異動内申について

日程第5 その他

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員 (教育長職務代理者)

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

学校教育課長 萩 野 喜 弘

学校教育課教育センター長 小坂井 博

文化行政課長 平 山 真

中央図書館長 平 田 和 彦

中央図書館歴史図書館整備室副参事 鶴 卷 康 志

中央公民館長 伊 藤 英 策

青少年健全育成センター所長 (兼児童センター所長)
久 住 和 明

○ 書 記

教育総務課長補佐

佐久間 与 一

教育総務課学事係長

小 室 貴 史

○ 資料確認

○大山教育長

それでは、ただ今から新発田市教育委員会平成30年3月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。関川教育長職務代理者を指名いたします。

日程第2 前回定例会会議録の承認について

○大山教育長

日程第2 前回定例会及び2月臨時会会議録の承認について、お諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

○大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会及び2月臨時会会議録は承認されました。

日程第3 教育長職務報告

○大山教育長

日程第3 教育長職務報告を行います。
職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（平成30年1月28日～平成30年2月28日分）」によりご了承願います。

○大山教育長

何か質問等ございますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

ないようですので、教育長職務報告については、了承することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○大山教育長

異議なしと認め、教育長職務報告は了承されました。

日程第4 議題

○大山教育長

日程第4 議題に入ります。

議第1号 平成30年度新発田市一般会計当初予算（案）について、審議します。

○大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは、よろしくお願ひいたします。

議第1号 平成30年度新発田市一般会計当初予算（案）についてでございます。

教育委員会所管分について、市議会2月定例会に提出することにつきまして教育委員会の承認を求めるものでございます。資料につきましては、3種類、「予算概要」と「主な事務事業説明資料」そして「一般会計予算書」でございます。まず最初に「当初予算（案）概要」をお手元にご用意いただければと思います。「当初予算（案）概要」ですが、中ほどの11ページまでお進みいただきたいと思います。11ページは表題が、「(3) 歳出予算の概要」となっておりますが、この「歳出予算の概要」の本文の3行目の中ほどで教育費について触れております。「東小学校校舎建設や歴史図書館改修が完了したことなどにより、6億3千9百万円、10.7%の減とした。」ということであります。その下の表の「10款 教育費」につきまして、行を右に進んでいただきますと、今年度の当初予算額といたしますと、「53億3294万5千円」で、市全体の一般会計の歳出の合計が410億円となっておりますが、そのうち教育費が13%を占めるというものであります。行を横に進んでいただきますと、前年度はどうであったかといいますと、前年度は一般会計全体421億5千万円のうち、教育費は14.2%でありましたが、増減率でいいますとマイナス10.7%であります。このマイナス要因といたしますと、冒頭申し上げました、東小学校校舎建設や歴史図書館改修などが完了したことが大きな要因となっております。その他、「認定こども園支援事業」など新たな事務事業がここに入ってきておりますが、10款教育費の中に教育委員会が所管する全ての事務事業が入っているわけではありませんで、3款民生費の中にも「第3子以降学校給食費支援事業」ですとか、青少年健全育成センターの事業等が入っております。教育委員会所管、各課・機関等が所管する事務につきまして、10款に全て網羅されているわけではありませんが、全庁的な予算の中での科目としますと教育費は、目立って減額となっているところではあります。しかし、市長の新年度予算説明にもありますように、平成30年度につきましては3つの視点のうち、「教育の充実」にもっとも力を入れて進めていくというふうに市長からは議会に対しても市民に対しても発信をされているところでございます。

教育費だけでなく、各科目の中にいろいろな事業が含まれているということで、具体的な事務事業をもって説明させていただくということで「主な事務事業説明資料」をご覧いただきたいと思います。

一般会計当初予算につきましては、市全体でマイナス2.7%でありますし、教育費、教育だけでみれば、マイナス10.7%ということですが、新規の事務事業等も教育関係で含んでおります。主な事務事業を各課別にひろってご説明したいと思っておりますので、「主な事務事業説明資料」の32ページをお開きいただきたいと思います。各課ごとに主な事務事業が載っております。32ページの教育総務課であります。最初に「第3子以降学校給食費支援事業」ということで、これは先ほども申し上げましたように民生費の方に予算計上されているものであります。「子育て支援」

としての施策に位置付けられるものでありまして、後ほど、予算議案の次の議案に「補助執行協議に対する同意」に係る議案が出てまいります。内容は事業説明欄にありますように、「小中学校に同時に在学する児童生徒を3人以上養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費をいったんすべてお支払いいただいたのちに、子育て支援としてお支払いをする」ということでの支援事業になります。

それから、新年度の新しい取り組みとして、そのページの下から2つめの「小学校コンピュータ教育推進事業」の事業説明欄の下の方にありますが、「平成30年度は、教職員が授業等で使用するタブレット端末を各校2台ずつ配備し、ICT環境の整備を図る。」となっております。「小学校コンピュータ教育推進事業」は、全体で予算額が1億419万2千円と非常に大きな額になりますが、平成30年度に初めてタブレット端末の予算が加えられたということでもあります。それからその下の「小学校施設整備事業」では、主な事業内容の最初の項目に「小中学校普通教室等エアコン設置導入調査検討事業」となっております。これは予算の査定で議論した結果の中では、「導入を決定するものではない」ということでありながらも、「しかし、夏場の普通教室の学習環境をなんとかしていくというためには、どれだけの事業費がかかるのか、まず調査をしなければわからない」ということで、その導入に関しての調査を、小中学校の普通教室にエアコンを導入しようとする、どのような整備手法なり、期間なりが必要になってくるのか、事業費がどうなってくるのかを調査しようということでもあります。

次の33ページの上段の「東小学校建設事業」では、平成30年度としては、東小学校の新校舎はできておりますので、旧五十公野小学校校舎は新年度に入りましたらすぐに解体を進めます。また、プール整備、グラウンド工事に入るということでもあります。

次の「二葉小学校グラウンド整備事業」は、平成30年度で完了させるということでもあります。これは2か年工事でありましたけれども、その下の「住吉小学校グラウンド整備事業」につきましては平成30年度の単年度でグラウンドを整備しようということでもあります。一つ飛んで「中学校コンピュータ教育推進事業」については小学校のところで申し上げたとおり、タブレット端末の導入を中学校でも進めるということでもあります。その下の「中学校施設整備事業」のエアコンについても同様でありますし、「東中学校武道場改築事業」は、東中学校の武道場については、プレハブ造りのため、柔道で投げると館全体が揺れるような状況でありましたけれども、これも新しい武道場を建築するという、新年度いよいよ建築工事に入るということでございます。

次の34ページでございますが、学校教育課の施策、事務事業に移ります。上から4つ目でございますが、「学校支援地域本部事業」ですが、第一中学校区と本丸中学校区で実施をするということでもあります。

下から3つ目に「新」の文字が入っておりますが、「いじめ防止対策事業」ということで、「小学校5年生、中学校1年生の児童生徒、保護者、教職員を対象にしたCAPプログラムを実施する」ということになっております。その下の「小学校教育運営事業」、「中学校」も同様ですが、介助員の充実として、小学校では88名、中学校では28名の介助員を配置するということになっております。

35ページに移っていただきまして、上から2つめですが「小学校学力向上推進事業」では、市内全小学校において6年生のCRTを理科・社会で実施するというようになっております。また、ALTにつきましては、外部委託から新年度はすべて市の方で直接雇用のALTを派遣するという計画になっております。

35ページの下から2つめですが、「小学校遠距離通学支援事業」では、説明欄の4行目、「平成30年度から、東小学校の開校に伴い路線バス定期券の支給、事業者へ委託しスクールバスの運行等の通学支援を開始する。」ということであり、これが新しいところになってまいります。

次の36ページでございますが、文化行政課の施策、事務事業でございますが、中ほどに「埋蔵文化財発掘調査事業」ということで、本発掘調査については1地区となっておりますが、調査の内容は記載のとおりでありまして、事業費、予算としまして9400万円と非常に大きな額となっております。下から2つめの「新発田城石垣調査事業」では、レーザー等による測量観測（定点観測）が3年目となりますが、3か年継続して定点観測を行うということで進めてきておりますが、30年度は3年目ということになります。

37ページに移っていただきまして、中央図書館の施策、事務事業ですが、中央図書館の運営をはじめ各地区分館の運営、あわせて、歴史図書館がよいよオープンいたします。開館に伴ってサービスを開始するというところで、現在準備を進めているところであります。

37ページの中央公民館の施策、事務事業ですが、3つめの「青少年宿泊施設管理運営事業」ということで、「あかたにの家」を運営していくということで中央公民館の方で進めております。その下、新しく「日本PTA全国研究大会新潟大会支援事業」として、新発田分科会の開催を支援するというものであります。次の38ページでは、上から2つめの「土曜学習支援事業」ということで、この土曜学習につきましては、これまで中央公民館、豊浦、紫雲寺、加治川の地区公民館で進めておりますが、新たに川東コミュニティセンターでも土曜学習支援事業を開始するというようになっております。

青少年健全育成センターにあつては、39ページの下の方にありますが、「児童クラブ運営事業」については、19児童クラブを運営いたします。「放課後子ども教室推進事業」につきましては、説明欄にありますように「従来の二葉教室、菅谷教室、外ヶ輪教室に加え、平成30年4月から猿橋教室を開校する。」ということで準備を進めている状況であります。

教育委員会の各課・機関等におきましての主な事務事業についてご説明いたしましたが、関連する事業として少し触れておきたいと思っておりますが、16、17ページまで戻っていただきたいと思っております。16、17ページでは、教育費の中で幼稚園管理運営事業等が載っております。これは教育委員会から市長の方に補助執行ということで、幼稚園の事務をこども課の方に補助執行させているという状況でございますが、先ほど科目のところでご説明いたしました、10款の教育費の中では、こうした幼稚園費も教育費の中に入っているということでございます。

教育費の中には多くの事業として、スポーツ関連の予算も教育費の中に入れておきまして、スポーツに関しましてはスポーツ推進課の方に予算が割り当てられているという状況でございます。

参考までに20ページに、駅前複合施設の施策、事務事業が載っております。20ページの中ほどですが、青少年育成の新規事業として「10代の居場所カフェ事業」ということでもあります。「中高生を主とした10代の子どもたちが気軽の立ち寄り、悩みや愚痴などを吐き出せる居場所を作り、相談員が話相手やケアにあたることにより悩みを抱える子どもたちの支援につなげる。」ということで、予算は民生費の中に入っておりますが、学校教育課と駅前複合施設が協力して進める事業になっております。

主な事務事業の中からさらに抜粋してご説明いたしました。予算権のある市長の方からの提案を受けて、いまご提案をしておりますが、ご承認をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

○関川教育長職務代理者

34ページの下から3つ目の「いじめ防止対策事業」ですが、CAPを導入していくということですが、私もCAPをやったことがあるので、効果のほどは知っていますが、現場の受け止めみたいなものはどうなんでしょうか。

○萩野学校教育課長

CAPの導入については、校長会と相談しながら進めてきておまして、学校現場の方でも、「子どもたちが声をあげにくい」という状況が今あるということは、共通の認識であると思っておりますので、ぜひ導入をお願いしたいということで協力体制ができていると考えています。以上です。

○関川教育長職務代理者

やはり子どもたちは、自分の意志の示し方とか、手の上げ方とか、そういうことがわからないまま学校生活を過ごしていることもあって、そういう子どもたちにとっては非常に良い試みというか、示唆を与えてくれるのがCAPだと思います。そういう意味では非常に有意義なことが期待されますが、学校がどういうスタンスでCAPを迎えるか、ここも大事なところでありまして、「それは市がやると言ったからやるんだ」というスタンスだと、効果が半減する。この際、学校としては万全の取り組みというか、そういう気持ちでやっていきましょうねというふうな、覚悟が必要なんだろうと思います。やれと言われてやるというような消極的な姿勢だとあまり期待できないと思っています。

まずやってみて、アンケートを取るなどして、評価をしていけばいいのかなと思います。

○大山教育長

特に予算査定のときに、時限だとか条件は付されたのですか。

○萩野学校教育課長

一応、3年間は継続してやりたいというふうに、お願いをしました。評価の方もCAPの方とも連携を取りながら子どもたちの変化を数値的に捉えられるように考えているところです。

○関川教育長職務代理人

よろしくお願いします。

○大山教育長

そのほかにはいかがでしょうか。

○関川教育長職務代理人

この前、新聞にも出ていましたが、図書館の「10代の居場所カフェ事業」についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○大山教育長

平田中央図書館長。

○平田中央図書館長

「10代の居場所カフェ」ということで新たに取り組む事業ですが、現在、新発田駅前複合施設を非常に多くの中高生が利用されているということで、その子どもたちの保健室的な役割になればいいだろうということでの設置であります。家庭、それから学校、それに次ぐ第3の居場所ということで、そういう保健室的なものを作ることで、「カフェ」という名称にして、まず子どもたちが気軽に出入りして、相談員の方と打ち解けた中で、家庭でも学校でも言えないことがあれば、徐々に親しくなるなかで、様々心の中にあるもの出して、少しでも楽な気持ちで、過ごしていただけるようになればいいということで、始める事業であります。

特に、需要という大変ですが、ある程度の利用を想定して設置するわけではなく、まず設置してみて、需要があるかどうかということも見ていきながら、事業を進めていくということでもあります。具体的には経験豊富な先生のOBのような方を相談員として入っていただいて、週に2回から3回、平日であれば夕方、土日であれば午後の時間帯に、1日3時間程度、貸館の部分を使って開設して利用状況を見ていくと、そのように考えております。

○関川教育長職務代理人

もうすでに人材は確保してあるんですか。

○平田中央図書館長

まだ、予算が正式に通っておりませんので、これからということでもあります。

○関川教育長職務代理人

よろしくお願いします。

○小池委員

この予算と直接関係があるわけではないですが、そこに行ったら排除されないということがまず第一の居場所の確保だと思います。ある特定の場所に入ってから相談が始まるというのも一つの方法だと思いますが、そういうところにしか居場所がないという子どもたちというのは、何とか室とかコーナーにすらも行けないような気がします。図書館、駅前複合施設に入っているスタッフの方たち全員が、その辺難しいですが、勉学に励んでいる子は何も心配はないですが、変な時間帯に毎日繰り返し来て、居眠りして帰っていくというような子が大きな課題を抱えている可能性が高いような気がします。それは子どもだけではなく、大人の無職でふらふらしているような方も含めて、居場所になっていって、図書室という空間がそういう人たちをどこまで受け入れて、線引きというのが非常に難しいと思います。そうすると受け入れ側のスタッフの皆さんが何かの機会にそのようなことの研修も必要になってきて、そういうキャリアを持っている人たちを施設のスタッフとして位置付けるということが、複合施設という大きな公共の場所として模索できていくのではないかとことを常々思っていました。ちょうどこの「カフェ事業」が始まるということを知って、うれしく思ったのと同時に、固定的ではない、スタッフの対応が居場所になるというような視点も加えていけるといいのかなと思っていました。以上です。

○関川教育長職務代理者

相談を承るメンバー、元教員のような人たちみたいなイメージもありますが、若い人が相手だとなれば、例えば大学生のアルバイトというのもいいのかなどうか、そんな余地もあるのかなと思いましたが、どちらが入りやすいのか。例えば私みたいなじいちゃんが無表情で座っているのと、大学生が明るい表情で迎えるのとでは、どちらが入りやすいかとなると、やはり若者の意識は違うと思います。そういう幅広い中で柔軟に物事を考えていけたらいいのかなと思います。あるいはリクエストを伺ってみて、来る子どもたちにアンケートを取ってみるとか、柔軟な姿勢を持ちながら対応を進められたらいいのかなと思います。

○小池委員

今私が申し上げたことの根拠として、ある図書館でお仕事をされている方から聞いた話ですが、変な時間帯、通常なら登校する時間帯に青少年がいたときに、最初にどんな言葉をかけたらいいいのか、あるいはかけない方がいいのか、自分にそういう知識や研修も受けていないので、そこで戸惑って、悩んだという話も聞いたことがあったので、そういう人たちがそういう子の特徴とかを理解さえしていれば、相談室とそういう子をつなぐコーディネータというと大げさですが、つなぎ役を果たす人たちが絶えず、書籍の整理をしながら流動的に館内にいればいいのかと関川先生の話聞きながら思いました。

○大山教育長

予算が成立しましたら、いま、各委員からお話があったことも参考にしながら、これから相談員や開設する時間帯も、最終的にはまだ決まっていないと思いますが、規則的にやるわけではないですよ。貸館の空き時間を利用してやるということ

すので、定期的に開設するという事ではないと思いますが。少し試行錯誤しながら取り組んでいきたいと思います。聞いた話では、年配の男性よりは、年代の近い女性の方が話しやすいということも聞いたことがあります。

○大山教育長

そのほかにはございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第1号 平成30年度新発田市一般会計当初予算(案)については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第1号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第2号 市長からの補助執行の協議について、審議いたします。
杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは、議案の3、4ページをお開きいただきたいと思います。3ページには市長から補助執行の協議があったということで、それに対して同意することについて教育委員会の承認を求めるものであります。案としては4ページにありますように、教育長が補助執行の協議に対し、同意するという回答をしたいというものであります。その承認を求めるものであります。

議案に係る資料の方をご覧いただきたいと思います。1ページの議案説明書であります。協議の理由でございます。若干、新年度当初予算のところでは触れさせていただきましたが、30年度に市長が新たに取り組みます第3子以降学校給食費支援事業、これは多子世帯の経済的な負担軽減を図り、子育てしやすい環境の実現ということで、少子化対策としての位置づけでございます。

所管課は市長部局のこども課であります。しかし、保護者が支払った学校給食費の実費額を後に支援金として交付するという内容につきましては、学校給食の運営と密接な関係がありまして、教育委員会の方で所管をすることになります。この教育委員会の方で事務を行うことについて、市長部局の方から補助執行の協議があったということでございます。この事務につきましては、市長部局の方で右の2ページにあります要綱を制定し、4月から実施することになります。内容につきましては、今日、机上に配付させていただきましたチラシ、白黒で恐縮ですが、1枚ものの資料がございますので、それをご覧いただきたいと思います。これを保護者にもお配りをして、該当する方からの申請に基づいて平成31年4月、1年後の4月下旬に実費額をお支払いしようということになります。事後の支払いということになります。チラシの中の「支援を受けられる保護者の要件」でございますが、①は「小・中学校に在学する児童生徒を3人以上養育していること」、②として「市内に住所を有するこ

と)、③として「学校給食費に未納がないこと」ということで、支援対象となる例といたしますと、「例1」では小中学校に同時に3人在学しておりますので、小学生の3番目のお子さんが対象になるということでもあります。「例2」の場合はお子さんが4人いらっしゃるわけですが、一番上のお子さんは高校生ということですから。小中学校に同時に在学するのは、2番目、3番目、4番目のお子さんですが、これも3人以上在学するというので該当してまいりますので、4番目のお子さんが対象になるという例であります。

裏面に進んでいただきまして、支援金額でございますが、保護者が実際に負担していただいた第3子以降の学校給食費と同額であります。網掛けの部分であります。学校給食費に最終的に未納がないことを確認いたしまして、1年間に負担していただいた対象児童生徒の学校給食費相当額を支援金として交付するというので、申請に基づきまして4月中には支援金としてお支払いをしたいというものであります。この事務を教育委員会の方で補助執行ということで、市長部局から協議がありましたので、先ほどの議案にありましており、同意する旨の回答を出したいということで、承認を求めるものでございます。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

○桑原委員

議案に係る資料の方ですが、4ページに実施要綱が載っていますが、目的の第1条を読みますと、「この要綱は、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費、括弧の中はとばしますが、第11条第2項の規定に基づき保護者が負担する当該年度の学校給食に要する経費、そのあと少しとんで、以下「支援金」という。」を交付することにより、とつながると思いました。「この要綱は、・・・経費をいう」という表現もおかしいと思います。「以下同じ」のところも前の括弧がないようです。

○杉本教育総務課長

1行目の学校給食費が、どこにつながるかということですが、4行目の「を交付する」につながると思います。

○小池委員

「学校給食費支援金を交付する」となるのではないのでしょうか。

○桑原委員

3行目の「以下同じ。」で括弧が閉じられていますが、はじまりの括弧はどれですか。

○杉本教育総務課長

1行目の「学校給食費」の次にある括弧です。

○桑原委員

括弧の関係はわかりました。しかし、かなり読みにくいですね。

○杉本教育総務課長

失礼しました。1行目の学校給食費は3行目の支援金につながるということで、「学校給食費支援金を交付することにより」となります。学校給食費の次の括弧が、3行目の「以下同じ。」の次の括弧と対応しているということです。非常に読みにくいですが、そうようになっております。

○大山教育長

小中学校に同時に3人以上が在籍しているという条件のもとで、第3子以降の学校給食費が支援対象となるということですが、チラシの例2の場合、第1子の高校生から数えて3番目の子どもが対象になるという解釈をされる心配はないですか。

○杉本教育総務課長

例の2でいきますと、小中学生の範囲を示している囲みが重要でして、ここが2人ですと当然、対象にならない、3人以上いけば、3人目、4人目が対象になるということです。

○関川教育長職務代理者

そうすると年齢差が開いていて、3人子どもがいるけれども、一番上の子と、真ん中の子と、一番下の子の年齢差が大きいと該当しなくなる可能性がありますね。

○小池委員

例1ですと、第1子の中学生が翌年高校生になって、第4子の園児が小学校に上がってこなければ、3番目の子は該当しなくなるということですね。

○桑原委員

少し対象の幅が狭いですね。

子どもの数は同じで、食べたり、服を着たりするのは同じなのに、年齢によって対象になる場合とならない場合があるというのはどうなのでしょう。

○関川教育長職務代理者

小中学校に同時に3人以上在学していなければならないという条件を付けると、あつて無きがごとしのようになる可能性もあります。年齢差は関係なく、第3子、第4子は無条件に対象にするということであればわかりやすいですが、第3子なのにももらえない、第4子なのにももらえないという事例は出てきますね。

○杉本教育総務課長

これを運用していきますと今ご指摘いただいた部分が、保護者サイドからしますと、「なぜなのか」という声が出てくるのが十分想定される重要な点だと思っております。保護者に説明する際は、小中学校に同時に3人以上在学するという条件をきちんと伝えるように、ここがうまく伝わりませんと、3番目の子どもであればだれでもどの世帯でも対象になるんだと、間違っ理解されかねないので、そこはしっかりと説明をしていきたいと思っております。

○桑原委員

ただ、目的の第1条を読みますと、かならずしもそうとは理解できないような気がします。つまり、「この要綱は第3子以降の児童」つまり、第3子が児童として給食費を払わなければならないわけですね。そうしたら第3子には支援金を出さずというふうに、この第1条は読めるような気がします。

○関川教育長職務代理者

そもそもこの実施要綱のねらいは何かというと、市長のお気持ちはどこにあるのかというと、「やはりたくさん子どもがいてほしい、どんどん子どもが家庭で育てほしい、だから補助をするんだ」というのが、単純に考えればご意向なのかなと思います。なのに該当する事例と該当しない事例が、同一の人数の子どもを抱える家庭に発生すると、不公平感とかそういうものが出てくる可能性があって、そのへんはどうなんだろうと思います。簡単に「第3子以降は」と出せばいいですが、それがまた難しい事例を抱え込むことになるのか、そのへんのシュミレーションはなされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○杉本教育総務課長

市長のこの事業の立ち上げにあたっての大きな意図としますと、いま関川教育長職務代理者がおっしゃったように、多子世帯の家庭の経済的な、特に収入が薄いといますか、薄給の世代で若い世代の多子世帯をなんとか支援したいというのが、まず第一にあるわけでございます。ご指摘のとおりであります。その支援を進めるうえでシュミレーションをし、この事業の財源としますと一般財源、つまり、丸々市税を投入していくということで、起債や補助金、交付金など外からもらえるものではないですので、満額が純然たる市税からの充当になることからすると、市長とすると対象を広げたいという一方で、この事業に投入できる財源確保ということで、その両方をにらみながらお決めになったということでありまして、広げたいのはやまやまですが、それを裏付ける市の財政状況からして、最大限どこまでこの事業に充てられるかということも、両面をにらみながらこの対象を決めていったというふうに理解をしています。

○関川教育長職務代理者

そうするとかなりシビアにシュミレーションを重ねたうえで落ち着くところはここだったんだという解釈でいいですか。

○杉本教育総務課長

はい。

○大山教育長

財源等を相談しながら、こういうことにしないと財政が持たない、財源上の問題からして、こういう条件であれば支援ができるということで、お決めになられたということです。教育委員会としては補助執行をする立場ですので、受けるか受けないかということですから、こういうことですが受けてやりましょと、それについて同意をするかどうかということです。

それと、先ほど私が口をはさんだのは、「小中学校に在学する児童生徒を3人以上養育していること」というのが例の2ですが、それで第3子以降というと、②の子も入ってしまうのではないかと、そういう読み取りをされる心配はないのかということです。在学する3番目の子から支援するというのではなくて、第3子以降を支援するとなると、②の子も入ってくるように捉えられてしまうのではないかと思います。②の子が入ってくると財政が持たないということであれば、②の子が除かれるように、在学する3番目の子に支援するという書き方、規定にしないといけないと思います。第3子以降と言ってしまうと、保護者から「②の子は自分の第3子だから、②と③の子が補助対象ではないのか」と字面だけ見て言われてしまうかもしれません。

○桑原委員

実施要綱の第1条の規定を、チラシの例になるようにしたいというのであれば、そのように理解できるように第1条も書かないといけないと思います。

これだと第3子以降の子が児童であれば、上の子が大学生であろうが、高校生であろうが、小中学校に在学していれば第3子以降は対象になるというふうにとれるような気がします。

○大山教育長

第2条の定義の部分が悪いのですか。

○桑原委員

定義の中に、「児童」、「生徒」、「保護者」、「第3子以降の児童生徒」とありますが、(4)の「第3子以降の児童生徒」のところでも特段書いてありません。

○杉本教育総務課長

第2条「定義」の(4)と第3条の「交付対象者」で提案されています。お話のとおり実施要綱の表題なり、第1条の規定の「第3子以降」ということで、そこだけを捉えれば、3番目の子どもが小学生、中学生であれば、という読み方をされる方もいらっしゃるのでは、そこを注意しなくてはいけないと思います。

○桑原委員

第2条の(4)でそれをクリアしているということですか。

○大山教育長

この要綱はこども課が定めるのですか。

○杉本教育総務課長

こども課です。

○杉本教育総務課長

目的(第1条)と定義(第2条)と交付対象者(第3条)があるわけですので、そこをすべて合わせて貫いたもので解釈しないとダメです。目的だけ捉えたりするとまた違ってきます。例えばこのチラシなどでも間違った表現、理解されないような、誤解を

生まないようなチラシなり、説明なりが必要だと思います。

○関川教育長職務代理人

そうですね。

こういう場合は逆に該当しませんという事例も示していかないと、拡大解釈されてしまう危険性がかなりあると思います。

○小池委員

でも第2条の(4)の定義があっても、第3子以降の児童生徒だから、先ほど大山教育長がおっしゃっているように、制約にはなっていないのではないかと思います。

○桑原委員

第3子以降の児童生徒の定義ですが、「同一の保護者によって養育されている児童又は生徒のうち」となっており、「出生の早い者から順次に数えて3番目以降の児童又は生徒をいう。」となっていますので、3人とも小学校ないしは中学校に在学していなければならないと理解できるわけですね。

○関川教育長職務代理人

高校生も「生徒」といいます。「児童」は小学生ですが、「生徒」は中学生及び高校生をいいます。そうすると例2の場合は、文言上だけ見れば、高校生も対象に含まれると解釈されるのではないかと思います。

○杉本教育総務課長

ここでいう「生徒」というのは、第2条の定義の(2)で「学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程又は」となっていますので、高校生は含まれないことになっています。

○関川教育長職務代理人

わかりました。

○桑原委員

もう一つお願いします。5ページ目の第5条ですが、3行目に「ただし、年度途中で市外に転出した場合は、速やかに提出しなければならない。」とありますが何を提出しなければならないのか、はっきりしません。

○関川教育長職務代理人

その前の条文の「提出しなければならない」を受けた「提出しなければならない」でしょうか。

○桑原委員

条文の前段は、新発田市第3子以降学校給食費支援金交付申請書ですから、違うと思います。市外に転出したら支援金の交付は受けられなくなる、ということではないのでしょうか。

○杉本教育総務課長

年度の途中で転出された方も支援対象になりますので、転出された方は転出にあたって、速やかに交付申請書を提出していただきたいという趣旨です。

○桑原委員

転出するまでの間、支援金の交付は受けているのではないのですか。

○杉本教育総務課長

支援金は一年間を過ぎて、過年度分を4月に支払うという形ですから、通常の場合ですと1年間在籍しました、その在籍した、「する」ではなくて、在籍した1年分をその翌年度の4月に交付するんですが、年度の途中で転校してしまいますと、1年間の中で3月末までいらっしやらないので、転校するとき、年度当初から転校するまでの間の分の交付申請書を提出してください。そうすればその後速やかに手続きをしますということです。

○桑原委員

そうであれば、提出しなければならないのは、上と同じ「第3子以降学校給食費支援金交付申請書」を提出するわけですね。

そうであれば、「ただし、年度途中で市外に転出した場合も、速やかに第3子以降学校給食費支援金交付申請書を提出してください。」と書いた方がわかりやすいのではないのでしょうか。それまでは第1号様式とか、そのあとも第2号、第3号、第4号と非常に細かく規定されているのに、ここに記載がないので、何を提出すればいいのかと若干思いました。

○関川教育長職務代理者

少し文言を整理した方がいいと思います。

○杉本教育総務課長

ご指摘いただきました点は、制定したこども課の方に協議しておきたいと思います。よりわかりやすい表現にするために協議していきたいと思います。

○関川教育長職務代理者

転出した場合は、在学した期間に基づきとか、そのような文言を入れればよいのではないかと思います。

○桑原委員

第5条の交付申請の規定は、第6条（交付決定等）の2項とも関連しているということなのでしょうか。

○関川教育長職務代理者

第6条の2項に「当該年度の学校給食終了後、交付するものとする。」とありますが、いつ支援金を支払うのかがよくわかりません。

○桑原委員

「年度の途中で第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、」とありますが、申請書を提出することと、支援金を交付する日時が別に書いてあるということになりますね。いま、課長が説明してくださったのが、この部分になるわけですね。「当該日以降に交付する」と。もし年度途中で受けられなくなった場合の説明はここに出ているということですね。

法律用語はよくわかりませんが、3行目の「当該該当しなくなった日」というのは、この表現でいいのでしょうか。「該当しなくなった日」でもいいような気がします。

○杉本教育総務課長

こども課でこの実施要綱を定めることになりますが、そこは必要な字句だと思いますので、市長の方で定めた要綱について、表記上の問題点があるのかないのか、いまご指摘をいただいたところが特に2箇所ありましたので、そこはよく確認をしておきたいと思います。

○大山教育長

いろいろとご意見、ご質問をいただきありがとうございます。

要綱の条文の内容、パンフレット等の記載方法については、またいろいろと修正等があるかもしれませんが、市長からの当該事務についての補助執行について、これを了として同意することについての内容についてはいかがでしょうか。

同意することについては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議がないようでありますので、議第2号 市長からの補助執行の協議については、同意することに決しました。

また、その後の経過については、次回の会議で報告させていただきたいと思えます。

○大山教育長

それでは次に、議第3号 市長に対する補助執行の協議について、審議します。杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第3号 市長に対する補助執行の協議についてであります。

議案については、5ページを、議案に係る資料については、8ページをお開きいただきたいと思えます。

議第3号につきまして、議案の本文にありますように、2行目ですが、「新発田市旧学校施設」の屋内運動場及び屋外運動場の使用の手続きに関する事務の補助執行について、市長に対し協議をするものであります。その協議をすることについて、教育委員会の承認をいただきたいというものであります。

協議の具体的な内容、提出する書類上の文言は次の6ページにありますように新発田市教育委員会から市長に対して補助執行の協議をするということであり、補助執行に係る事務につきましては、新発田市の旧学校施設ということで、今般の議会で提案しているものでありますが、旧学校施設として条例上、公の施設に位置付けるということで、廃校となります松浦小学校と米倉小学校、そしてすでに学校施設使用条例からは除外されております旧車野小学校の3校を旧学校施設として位置付けております。この旧学校施設の屋内運動場及び屋外運動場の使用手続きに関して、市長の方に補助執行させたい、してもらいたいということでの、協議になります。

議案に係る資料の8ページであります、いまほど申し上げましたように、協議の理由として、この4月に東小学校開校に伴って松浦小学校と米倉小学校が開校となり、また旧車野小学校を合わせた3校について、活用方法が定まるまでの間は、暫定的に現在の他の学校施設の学校開放と同様に社会教育活動等の利用に供したい、市民の皆様にご利用いただきたいということで、市民が利用するにあたっての手続きを、今の学校開放の事務を補助執行しているスポーツ推進課において、あわせて補助執行をしてもらおうというものであります。

2月定例会に旧学校施設の設置条例を提案しておりますので、この補助執行の協議をいただいて、4月からスポーツ推進課において、いわゆる学校の学校開放と同様に旧学校施設も開放をしていきたいということでもあります。なお、参考になりますが、使用料等につきましては、学校開放と同様に旧学校施設の方も無料でご利用いただけるようにということで進めているものであります。補助執行の協議につきましては、教育委員会から市長の方に今ほど申し上げました内容で、スポーツ推進課に事務をしてもらうための協議をしたいというものであります。

よろしくお願いたします。

○大山教育長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

特にないようであれば、議第3号 市長に対する補助執行の協議については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第3号については、可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第4号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

議第4号について、よろしくお願ひいたします。

議第4号につきましては、議案の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思ひます。

学校施設の開放及び使用に関する規則において、様式を改めたいというものであります。学校施設の開放及び使用ですが、既に旧学校施設につきましては、この様式で新たな改正後の様式で進めるといふことにしておりますので、こちらの学校施設の開放及び使用に関する規則の方も、同じ様式を定めて申請をいただけるようにしたいというものであります。内容は、教育委員会で委員の皆様からご指摘をいただきましたように、これまでは定期利用を念頭においた様式になっておりましたけれども、定期利用以外の方も使い勝手の良い様式にすべきであるといふことで、旧学校施設の方もそのようにやっておりますので、今回新たに、学校施設の開放及び使用に関する規則の部分も、同様の様式で、定期使用と定期使用以外の方々の記載欄を加えて、様式を定めたいというものであります。

説明は以上であります。

○大山教育長

委員の皆様からのご指摘に基づき修正いたしました旧学校施設の様式に合わせて、今回、学校施設の方も変えたいというものであります。

ご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第4号 新発田市立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第4号については、可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第5号 平成30年度新発田市学校教育の指針について、審議します。
小坂井教育センター長から説明をお願いします。

○小坂井学校教育課教育センター長

それではよろしくお願ひいたします。

平成30年度の学校教育の指針についてご提案させていただきます。

議案は10ページに指針の全体図を示してありますので、ご覧ください。あわせて議案に係る資料の12ページに前回の教育委員会や各校長からの意見を受けて見直しを行った項目について、示してございます。前回、委員の先生方からご意見をうかがい、教育センターの指導主事と検討いたしました。その結果が12ページの右半分(改訂案)3.09のところ示しているものです。空欄になっているところは前回から変更がなかった項目でございます。

はじめに2番の項目から説明させていただきます。「目指すべき資質・能力を地域と共有し、教育課程の編成、実施等は各校が主体性を持って行う」ということを示しました。その意味で「共有する」という表現にしております。次に、Aの1番の(2)です。「研究推進部等」ということで、研究推進は元来、授業改善に資するものであるという考え方で文言の変更はございません。各校では全校体制の徹底が難しいという反省が各校からありましたので、それを受けて徹底という言葉をつけ加えさせていただきました。(3)については文言の修正でございます。

2番の(2)は、聞くことの大切さを踏まえ、「よく聞く」ということを加えさせていただいて、言葉の順序を改めました。

Bの2の(2)です。いじめの問題について、心を育て、態度も育成するという意味を加えて「態度」という言葉が入っております。

Cの3の(1)、「あかたにの家」での活動等ということで「等」が入りました。半数の中学校では「あかたにの家」での活動は、来年度はまだ行なわれませんし、また防災教育は「あかたにの家」だけで行うものではないことから、学習の代表的なものという意味も込めまして、「あかたにの家」という文言を使っております。

Dの1の(2)です。同和教育、人権教育の取組について、研究指定校だけでなく、全ての学校で授業実践において、今年度作成しましたデータベースを活用するなどして、人権教育、同和教育に取り組んでいただきたいという意味で、「授業づくり」というふうにさせていただきました。道徳の教科化に伴って人権教育、同和教育の指導資料である「生きる」を用いた取り組みもスタートするので、「授業づくり」ということで焦点をあてた方がいいだろうということでもあります。Dの2の(4)ですが、地域を新発田ということにして、「新発田の自然や文化」という表現にさせていただきました。「日本語教育」が終わるということ、そういった意味合いが薄れないようにということもつけ加えておりますし、「食とみどりの新発田っ子プラン」ということで、ここに「新発田」という言葉も入っておりますので、ここに入れて示させていただきます。

Fの(2)では、「地域」ということにして、新発田の特色というとなんのかという話になりますので、学校を中心とした地域という意味合いを出させていただきたいというふうに思います。

Gの(2)です。「育みたい資質・能力」、「育ってほしい姿」というのは、用語的に「幼稚園要領」で使用されている文言ですので、用語なのがよくわかるように括弧をつけております。

委員の先生方からもたくさんご意見をいただきまして、教育センターでも検討させていただきました。全てを上手に盛り込むことはできませんでしたが、このような形で平成30年度の指針を定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○大山教育長

説明が終わりました。30年度の学校教育の指針の最終案ということですが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

皆さんの意見、それから校長会等の意見を踏まえたということでもあります。

ご質問、ご意見等ないようでありますので、議第5号 平成30年度新発田市学校教育の指針については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第5号について、承認することに決しました。

○大山教育長

次に議第6号 新発田市適応指導教室設置要綱の一部改正について、審議します。
萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

それではお願いいたします。

議案の方が11ページ以降。議案に係る資料の方が12ページ以降になります。新発田市適応指導教室設置要綱の一部を改正するものであります。

まず、改正の理由ですが、今までの設置要綱ですと、新発田市内の小中学校の児童生徒、新発田市内の小中学校に在籍している児童生徒のための適応指導教室という形になっていたわけですが、いろいろと子どもたちの進路も複雑化してきて、新潟市の私立の中学校であるとか、村上の中等教育学校であるとかに通っている新発田市在住の子どもたちもいます。その子どもたちが不応適を起こした時に手を差しのべられる施設であってほしいということで、適応指導教室を「不登校又はその傾向等で学校生活に適応できない児童生徒に対して」ということで、枠を広げたという形になっています。現実として、今年度、村上中等教育学校に入った1年生の子が不応適で、「新発田さわやかルーム」の方にお試して対応したという事例もございますので、そのへんのところを、制度をしっかりと、要綱を改正し、受け入れられる態勢を作りたいということでもあります。その改正に合わせて文言や様式の整理をさせていただいたのが、結構細かくあります。いままでの要綱が使っている用語がバラバラだったりということがあって、見直していくと直さなければならないところがたくさんあったので、これを機にしっかり直したということでもありますので、ご審議をお願いします。
以上です。

○大山教育長

主たる改正の目的は、市外に通学している市内在住の子も、受け入れられるようにするということが、主眼でありまして、その他は文言の整理ということでございます。
ご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。

○桑原委員

利用状況はどうか。

○萩野学校教育課長

詳しい数字は持ち合わせていませんが、だいたい年間延べ20人前後の子どもたちが、利用しております。その中では学校復帰を果たす子も何人かおりますし、非常に子どもたちが目標を持って、通うようになってきて、生活のリズムが改善されて進学に向かっていく子もいますし、不登校の子どもたちの学校復帰、もしくは、その後の

進路に大きく貢献しているのではないかと自負しております。

○桑原委員

やはり利用者は、「新発田さわやかルーム」の方が多いのでしょうか。

○萩野学校教育課長

そうです。

加治川の方は、私が把握しているのは常時5人くらいです。私が伺っているときにはいない子もいるようなので、もう少し多いかもしれません。

○大山教育長

その他にはございますでしょうか。

○笠原委員

「さわやかルーム」はわりと浸透というわけではないですが、結構皆さんが使っていると思いますが、「教室に改める」とありますが、「さわやかルーム」という名称はそのまま使い続けるということでもいいのでしょうか。

○萩野学校教育課長

はい。

○大山教育長

正式名称は「適応指導教室」です。

○萩野学校教育課長

「適応指導教室」というのが日本中どこでも通用する名称なので、ここでは「教室」と書きますが、通称はやはり「さわやかルーム」という形になります。

○大山教育長

そのほかございますでしょうか。

他にないようであれば、議第6号 新発田市適応指導教室設置要綱の一部改正については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第6号について、可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第7号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

平田中央図書館長から説明をお願いします。

○平田中央図書館長

それでは説明させていただきます。

議案書の18ページ、議案に係る資料は24ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、平成30年7月に開館いたします歴史図書館の開館日、開館時間等に関する事、それから図書館所蔵の歴史資料等の閲覧、貸し出しや画像等の掲載許可に関する事、あと歴史図書館が開館することによる、各種様式の見直しを行うというものでございます。資料の26ページになりますが、新旧対照表ということで、新たに歴史図書館についての休館日、開館時間等を規定させていただきましたが、歴史図書館につきましては、隣接する「菟谷虹児記念館」や近隣の図書館、博物館等を参考に休館日は月曜日、開館時間は午前9時から午後5時までとさせていただきます。

めくっていただいて27ページの第5条につきまして、新たに資料閲覧票の提出を求める対象を定めました。これに関しまして28年6月に「新発田市歴史図書館整備計画」というものを策定いたしまして、それに合わせて郷土資料、歴史資料等の用語について、整理をさせていただいたものでございます。

次に30ページの第12条の2ですが、こちらでは、歴史資料等の借用又は掲載許可について定めさせていただきました。主に歴史図書館で所管いたします、文化財としての歴史資料等について、これらに対する展示等を目的とした貸し出し、それから刊行物への掲載等に係るもので、申請書の書式を新たに第5号様式、第6号様式として定めております。またその他、別記1号様式、2号様式、4号様式、7号様式等は、中央図書館と共通で使用できるような形での文言の訂正をさせていただいたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○関川教育長職務代理者

まだ開館していないのに今のうちから、「ぜひ閲覧させてほしい」とか「貸し出してほしい」といった要望は来ていますか。

○平田中央図書館長

以前から、歴史に興味があって研究されている方から、閉館期間中にいろいろお問い合わせがあるということは聞いております。

○関川教育長職務代理者

開館後、閲覧や貸出等について、いろいろな要求もあると思いますが、柔軟な対応を心がけてほしいと思います。

○大山教育長

その他はいかがでしょうか。

○大山教育長

ほかはないようですので、議第7号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第7号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第8号 新発田市立図書館資料複写取扱規程の一部改正について、審議します。

平田中央図書館長から説明をお願いします。

○平田中央図書館長

それではご説明させていただきます。

議案書の26ページ、資料の方は39ページをお願いいたします。

改正内容といたしましては、カラーコピー料金の設定というものが主なものになります。これまでは白黒コピーしかなかったのですが、歴史図書館の開館を機に新たにカラーコピーの方も料金を設定するというございます。あと一部文言についても、より適切な文言に修正させていただいております。あと先ほども申し上げたとおり歴史図書館と中央図書館で共用できるような形での様式の改正もさせていただいているものでございます。以上でございます。

○大山教育長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第8号 新発田市立図書館資料複写取扱規程の一部改正については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第8号について可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第9号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱について、審議します。伊藤中央公民館長から説明をお願いします。

○伊藤中央公民館長

それでは議第9号についてであります。

議案書は28ページ、議案に係る資料は42ページをお願いいたします。

議案に係る資料に基づき説明させていただきます。

議第9号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱についてであります。このたび3月31日で任期満了になりますことから、満了の前に承認を求めるものであります。資料をめぐっていただきますと名簿が載っていますが、定員は10名となっております。今回はそのうちの7名を提案したいというものであります。7名につきましてはすべて再任ということでございます。その他の3名の方につきましては、中学校長会、小学校長会、新発田広域事務組合からの充て職ということで、人事異動がありますので、決まり次第、別途提案させていただきたいというものであります。任期については、平成30年4月1日から2年間の32年3月31日までということでございます。

よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ご質問等ないようですので、議第9号 新発田市民文化会館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第9号については、原案のとおり承認することに決しました。

○大山教育長

次に、議第10号 県費教職員の人事異動内申について、審議します。

○大山教育長

お諮りします。議第10号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることといたします。
萩野学校教育課長以外の職員は退席願います。

【萩野学校教育課長以外の職員は退席】

【審議】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

【退職した職員は席に戻る】

○ 大山教育長

審議は終わりましたので、議事の非公開を解きます。

○大山教育長

日程第5その他に入ります。
事務局から何かございますでしょうか。
平田中央図書館長。

○平田中央図書館長

お手元にお配りしております、新潟市立図書館と新発田市立図書館の相互利用に関する協定書についてでございますが、このたび平成30年2月20日に新潟市立図書館と新たな協定書を締結いたしましたのでご報告いたします。

経緯といたしましては、総務省の連携中枢都市圏構想に基づく新潟市を中心都市といたします新潟都市圏の中で新たに相互利用の協定を締結したということでございます。新潟市はそれぞれ広域の10市町村とそれぞれ個別に協定を結ぶというような形になっておまして、新発田市と新潟市が結んだということになります。実はこれまでも新潟市とは協定を結んでおまして、相互利用に関しましては、内容的には変わらないんですけれども、新たに広域10市町村で新潟市が結びなおすということで、このたび新たに締結したということでございます。以前、平成20年に締結したもから多少文言を訂正したところはございますけれども、中身に関しての大きな変更点はございません。以上でございます。

○大山教育長

新潟市と再度、相互利用に関する協定書を取り交わしたということでございます。その他に報告等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、教育委員会今後の日程（予定）について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは「その他資料」の1ページの今後の日程（予定）でございます。
中学校の卒業式について大変ありがとうございました。6日と今日で卒業式はすべて終了いたしました。今晚の送別会についてもまたよろしく願いいたします。
16日の金曜日ですが、午後1時半から臨時教育委員会でございます。案件は、市職員の人事異動に関する市長からの協議に対する回答をいただくということでの、臨時教育委員会でございます。市職員の人事異動に係る臨時教育委員会を16日に開催いたしますので、よろしく願い申し上げます。それ以外の3月の日程は、あらかじめお願いしたとおりでありますので、引き続き小学校の卒業式、成人式とよろしく願い申し上げます。

4月、新年度に入りましてからの日程も7月まで確定しているものにつきまして記載をさせていただきますが、4月からは本議会で再任されました桑原委員はじめ新しい教

育委員、教育長体制で教育委員会の運営がなされるわけですが、4月はあらかじめ日程をお願いしておりましたとおりでございますし、5月につきましては5月30日の月末、規約上5月末までに、三市北蒲原郡教育委員会連合協議会の定期総会を開催すると規定されておりますので、5月30日にお願いをしたいというものであります。また、7月の日程につきましては、特に歴史図書館の開館記念式典を7月7日ということで、日程はこの日に決定しておりますが、詳しい時間等々につきましては、今後、詰めた上で各教育委員の皆様にもお願いをしていくことになろうかと思いますが、今のところ日どりだけ決まっているという状況であります。以上、よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○大山教育長

ほかにございますでしょうか。
伊藤中央公民館長。

○伊藤中央公民館長

成人式の出席のお願いに対して出席のご報告をいただきましてありがとうございます。午前の部が桑原委員と小池委員、午後の部が関川教育長職務代理者と笠原委員ということで、それぞれ開始が、午前の部が10時になりますので、その10分前までに来ていただきたいということでございます。午後の部は14時からですので13時50分までには来ていただきたいということでよろしくお願ひしたいと思ます。以上です。

○大山教育長

よろしくお願いいたします。そのほかにありますか。

○大山教育長

ないようですので、以上で教育委員会平成30年3月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時13分 閉会

平成30年4月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員